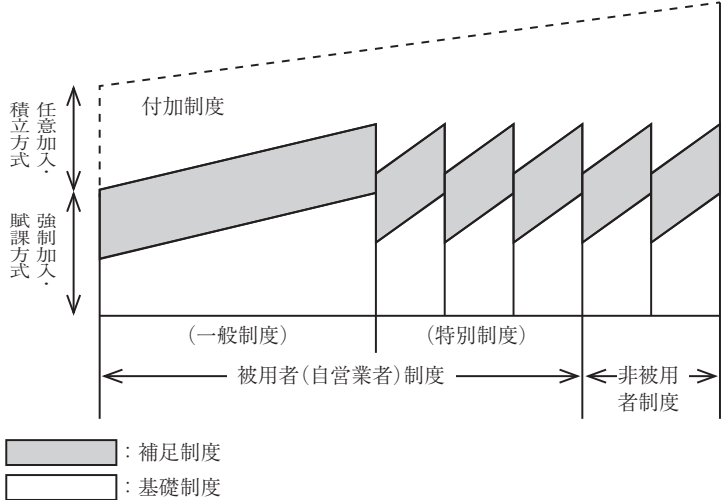


国名	フランス
公的年金の体系	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1階部分の基礎制度と2階部分の補足制度があり、それぞれ20以上の制度に分かれている。3階部分として、任意加入の付加制度がある。 ・ 制度は、1階2階を通じて、大きく被用者制度と非被用者制度とに分かれている。被用者制度のうち民間被用者が加入する一般制度が7割程度の国民をカバーしている（2018年改正の施行後は、非被用者のうち自営業者等は被用者制度に加入することとなり、非被用者制度の規模は縮小している）。 ・ 2018年改正により（完全な施行は2020年1月）、自営業者の年金は一般制度の金庫により管理・運営されている。 ・ 被用者制度のうち特定の職種の被用者が加入する特別制度（国民の18.3%が加入）では、基礎的制度と補足制度が同一の制度となっている。
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業の民間被用者は一般制度に強制加入(◎)。2018年改正以降、自営業者・職人・自由業も一般制度に加入する(◎)。 ・ 公務員、国鉄職員等の公共・準公共部門の被用者は特別制度に加入(◎)。 ・ 農業部門の労働者は、農業労働者制度に加入(◎)。 ・ 無職の者は、一般制度に任意加入(△)。ただし、失業者などは被用者とみなされ、一般制度に加入。
保険料率(2018年)	<p>一般制度の保険料は賦課範囲によって、①限度額(3,428ユーロ(約41万円)/月)以下の部分に課されるものと、②賃金の全体に課されるものに分かれる。①15.45%(事業主負担8.55%,被用者負担6.90%),②:①+2.3%(事業主負担1.9%,被用者負担0.4%) ※2020年のレートを1ユーロ=121円として換算(以下同じ)。</p>
支給開始年齢	<p>1955年以降に生まれた者以降受給開始年齢を60歳から62歳に引上げ。満額年金受給年齢も65歳から67歳に引上げ。</p>
基本給付額	<p>(一般制度の基礎年金：単身者の場合) 年間上限：20,568ユーロ(約248万円) 年間下限：7,715.17ユーロ(約93万円)</p>
給付の構造	<p>所得比例(一般制度) 基礎年金 = 平均賃金年額 × 給付率 × 拠出期間 / 166四半期 かつては160四半期だったが、次第に延長され1955年以降に生まれた者から166四半期(41.5年)となった。2035年までに172四半期(43年)までの延長が予定されている。</p>
所得再分配	<p>所得再分配機能がある(社会連帯の精神)。</p>
公的年金の財政方式	<p>給付建て(社会保険方式・賦課方式)</p>

国庫負担	社会保険料のほかに、社会保障目的税として、①原則9.2%のCSG（一般社会拠出金）、②0.5%のCRDS（社会保障債務償還拠出金）が導入されている。
年金制度における最低保障	満額年金の受給権を有する被用者に対しては最低年金額の定めがあり、最低保障水準を確保している。
無年金者への措置	65歳以上の高齢者に所得制限付きで支給される最低保障年金として、高齢者連帯手当（ASPA）（単身者で年額最大10,838.40ユーロ（約130万円））がある。
公的年金と私的年金	3階部分として任意加入の付加年金制度がある。
国民への個人年金情報の提供	“GIP info retraite”というサイトで年金額試算などができる（ http://www.info-retraite.fr/ （最終閲覧日：2020年6月16日））。

（笠木映里・フランス国立科学研究センター研究員・ボルドー大学）